

# 訓令

## 埼玉県訓令第一号

総務部  
県税事務所

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年一月九日

埼玉県知事 大野元裕

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程（昭和三十五年埼玉県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三号様式、第三十七号様式、第五十七号様式、第六十五号様式及び第八十二号様式中「日本電信電話株式会社」を「N T T株式会社」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。